

福祉の里センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第22号

福祉の里センター条例の一部を改正する条例

福祉の里センター条例（平成4年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表第2（第6条関係）					別表第2（第6条関係）					
区 分		多目的ホールの利用料金の上限額		附属の設備の利用料金の上限額	区 分		多目的ホールの利用料金の上限額		附属の設備の利用料金の上限額	
		貸切使用	個人使用				貸切使用	個人使用		
		1時間までごとに	1人4時間までごとに				1時間までごとに	1人4時間までごとに		
入場料等を徴収しない場合	社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	円	[略]	[略]	入場料等を徴収しない場合	社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	円	[略]	[略]	
	その他の催しに使用する場合	<u>4,410</u>				その他の催しに使用する場合	<u>4,530</u>			
入場料等を徴収する場合	社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	<u>1,760</u>			入場料等を徴収する場合	社会福祉に関する活動又はアマチュアスポーツに使用する場合	<u>1,810</u>			
	その他の催しに使用する場合	興行として行うものではない場合	<u>6,610</u>			その他の催しに使用する場合	興行として行うものではない場合	<u>6,790</u>		
		興行として行うものである場合	<u>13,230</u>					興行として行うものである場合	<u>13,590</u>	

[略]

別表第3（第6条関係）

区 分	単 位	会議室等の利用料 金の上限額	附属の設備の利用料金 の上限額
会議室	[略]	円 <u>550</u>	[略]
研修室A	[略]	<u>360</u>	
研修室B	[略]	<u>260</u>	
研修室C	[略]	<u>550</u>	
研修室D	[略]	<u>260</u>	
大広間1	[略]	<u>250</u>	
大広間2	[略]	<u>250</u>	
大広間3	[略]	<u>250</u>	
工芸室	[略]	<u>360</u>	

別表第4（第6条関係）

単 位	宿泊室の利用料金の上限額	
	心身障害者及びその介護 を行う者、65歳以上の者 並びに小学校児童及び中 学校生徒	その他の者
1日までごとに	<u>460円</u>	<u>850円</u>

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

[略]

別表第3（第6条関係）

区 分	単 位	会議室等の利用料 金の上限額	附属の設備の利用料金 の上限額
会議室	[略]	円 <u>560</u>	[略]
研修室A	[略]	<u>370</u>	
研修室B	[略]	<u>270</u>	
研修室C	[略]	<u>560</u>	
研修室D	[略]	<u>270</u>	
大広間1	[略]	<u>260</u>	
大広間2	[略]	<u>260</u>	
大広間3	[略]	<u>260</u>	
工芸室	[略]	<u>370</u>	

別表第4（第6条関係）

単 位	宿泊室の利用料金の上限額	
	心身障害者及びその介護 を行う者、65歳以上の者 並びに小学校児童及び中 学校生徒	その他の者
1日までごとに	<u>470円</u>	<u>870円</u>

[略]